

申 申込先 問 問い合わせ

① 骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、また、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
 ② 他団体から助成金に相当する補助金等の交付を受けていない者
 ③ ドナーが事業所に所属している場合は、当該事業所等にドナー休暇制度がない者

健康
うるま市骨髄等移植ドナー助成金について
 市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・抹消血幹細胞の提供者となった者に対し、「うるま市骨髄等移植ドナー助成金」を交付しています。助成対象者は左記のとおりです。

健康
 うるま市骨髄等移植ドナー助成金について

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については、各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所総合案内
 TEL.974-3111
 FAX.973-9819

④ ドナーが所属する事業所等も助成金の対象となります。
 ⑤ その他、申請書等、詳しい内容については市ホームページで確認ください。
申 健康支援課
 ☎ 973-32009

子育て
令和5年度 幼児教育・保育無償化新規申請受付開始のご案内
 令和5年4月1日から新たに幼児教育・保育無償化の対象になる世帯の申請を受け付けております。左記の要件に該当する場合は、受付期間内に保育ことも園課へ申請をしてください。

子育て
 令和5年度 幼児教育・保育無償化新規申請受付開始のご案内

必要書類
 ① 施設等利用給付認定申請書
 ② 保護者(父・母)の就労状態等を証明する書類など
 ※様式は窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

上限額(月額)
 3〜5歳児クラスの児童 3万7千円
 0〜2歳児クラスの児童 4万2千円
 (非課税世帯のみ)
【注意事項】本申請は、無償化の償還払い(払い戻し)を受ける前に、事前に受けなければならぬ支給認定の申請です。支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要となります。

申請について
 申請の場所: 市民課国民年金係またはコザ年金事務所でもお手続きできます。
 必要なもの: ① 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
 ② 学生証のコピーまたは在学証明書等 ③ 代理申請の際は、上記①〜②のほかに委任状
 申請の年度: 原則、毎年度の申請になります。4月からの新年度に合わせてお手続きください。
 申請の時期: 4月から始まります。ただし、在学中に20歳を迎えた方はその時期にお手続きください。
 郵送で申請: 必要書類と返信用の封筒を同封して郵送が可能です。ご連絡ください。

年金
 だより

はたちになったら「国民年金」

20歳になったら、年金制度の加入が義務付けられています。

納付が困難なときに!

学生納付特例制度



学生納付特例制度とは?

20歳以上の学生で所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請より納付が猶予される制度です。

対象となる方は?

- 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程) ※詳細は市民課年金係までお問合せください。
- 所得(本人)がある方は、前年の所得が次のとおりであること。
 所得の目安: 128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等で計算した額以下。



申請について

申請の場所: 市民課国民年金係またはコザ年金事務所でもお手続きできます。
 必要なもの: ① 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
 ② 学生証のコピーまたは在学証明書等 ③ 代理申請の際は、上記①〜②のほかに委任状
 申請の年度: 原則、毎年度の申請になります。4月からの新年度に合わせてお手続きください。
 申請の時期: 4月から始まります。ただし、在学中に20歳を迎えた方はその時期にお手続きください。
 郵送で申請: 必要書類と返信用の封筒を同封して郵送が可能です。ご連絡ください。

承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの?

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます。ただし、年金額には反映されません。「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います。

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への参入	年金額への反映	受給資格期間への参入
納付	○	○	○
学生特例納付	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

【お問合せ】 市民課 国民年金係 ☎ 973-5498



自殺対策強化月間

3月は『誰も自殺に追い込まれることのない社会』の実現を目指す、自殺対策強化月間です。身近な人の不調やちょっとした変化に気が付いたら、声をかけ、必要な支援へつなぐなど、積極的にコミュニケーションをとりましょう。



話を聞くために必要な資格は一切ありません。
【TALK】の法則をこころがけて話を聴いてみましょう。
Tell:「あなたのことを心配している」と伝える
Ask: 死にたいと思っているかを率直に尋ねる
Listen: 相手の気持ちを受け止め、聞き役に徹する
Keep safe: 危ないと感じたら迷わず本人の安全を確保し、周囲の協力を得て、適切な対処をする
 (相談機関や医療機関へつなぐ等)

こころの健康についてはうるま市のホームページをご覧ください。